平成２２年（フ）第８１４号
千葉県八千代市高津1242番地３メゾン・ラフォーレ102号
破産者　永峰　俊夫
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８９５号
千葉県市川市北方３丁目23番２号
破産者　鈴木　　寿
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３４３号
千葉県八千代市大和田309番地22　レマンハイツ八千代107号
破産者　伊藤　　馨
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６４０号
千葉市中央区東本町４番９号
破産者　田中　久子
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６４２号
千葉市中央区東本町４番９号
破産者　田中知恵子
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６５１号
千葉市若葉区千城台北２丁目19番１棟304号
破産者　上野　慶明
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１７２０号
千葉県船橋市芝山２丁目５番７棟706号
破産者　有限会社クロスタニン藻藻
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１７５７号
千葉市若葉区小倉町1751番地36　ベルレール小倉台弐番館302号
破産者　中西　克己
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１８２８号
東京都町田市木曽西４丁目12番47号サニーハイツ205
破産者　中野　文雄
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３７９号
神戸市灘区備後町５丁目３番１ウエルブ六甲道１番街308号
破産者　株式会社峰
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５９５号
神戸市灘区篠原本町３丁目８番23号
破産者　株式会社アルク
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５４号
兵庫県豊岡市日高町鶴岡675番地の11
破産者　有限会社木下牧場
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２０年（フ）第２１０号
島根県仁多郡奥出雲町横田1173番地
破産者　有限会社佐伯建設
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５号
島根県松江市学園２丁目26番地６グッドヒル学園301号、住民票上の住所松江市西川津町832番地２
破産者　河島　　瞳
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５８３号
広島市西区己斐上２丁目12番９―106号
破産者　株式会社ティーエムオー
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９号
北海道旭川市末広１条４丁目251番地の308
破産者　株式会社オリエンタルクリーニング旭川
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２１号
北海道旭川市永山四条９丁目６番３号
破産者　有限会社浅野
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９４号
秋田県横手市十文字町腕越字佐吉開41番地
破産者　合名会社下山建設
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第１５８８号
東京都昭島市松原町１丁目９番14―102号
破産者　小沢　里史
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１号
東京都町田市金井町1842番地１ガーデニア六番館202
破産者　岩部　　崇
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１９１号
東京都東村山市栄町２丁目10番地32　グランペール202、住民票上の住所東京都東村山市恩多町１丁目５番地３ラ・ボエム204
破産者　恒川　朋子
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部